

◎ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付金の請求期限）</p> <p>第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに 行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して二十年を経過する日（次号において「経過日」という。）</p> <p>二 〔略〕</p> <p>（給付金の額）</p> <p>第六条 給付金の額は、次の各号に掲げる特定C型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次に掲げる者 四千万円</p> <p>イ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん<small>り</small>に罹患し、又は死亡した者</p> <p>ロ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む）に罹患して死亡した者</p>	<p>（給付金の請求期限）</p> <p>第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに 行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日（次号において「経過日」という。）</p> <p>二 〔略〕</p> <p>（給付金の額）</p> <p>第六条 給付金の額は、次の各号に掲げる特定C型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん<small>り</small>に罹患し、又は死亡した者 四千万円</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

二 慢性C型肝炎に罹患した者 二千万円
三 前二号に掲げる者以外の者 千二百万円

二 慢性C型肝炎に罹患した者 二千万円
三 前二号に掲げる者以外の者 千二百万円

○ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百九条〔略〕</p> <p>（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正）</p> <p>第百九条の二 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条中「限る。」の下に「（以下この条において「確定判決等」という。）」を加え、「又は謄本」を「若しくは謄本又は確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもの」に改める。</p>	<p>附則</p> <p>（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百九条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>